

介護サービス情報の公表制度における事業者の負担の軽減等について

1 見直しに係る背景

- 本制度は、平成17年6月に改正、公布された介護保険法に基づく制度で、平成18年4月から段階施行されている。
- 本制度については、手数料水準がコストに見合ったものではないという指摘や、利用者等に対して本制度の周知が不十分である等の指摘がなされていることから、事業者の事務負担、経済的負担の軽減を図るとともに、引き続き利用促進を図る必要がある。

2 平成20年度にとった措置

- 以下の見直しにより事務負担等の軽減を図るとともに、都道府県に対して、手数料水準の妥当性等についての検証及び条例の見直し等適切な対応を図るよう累次要請。

(1) 介護予防サービス等の一体的報告・調査

(2) インターネットを活用した事業所報告・調査結果報告への変更

【参考：手数料設定状況（全国平均）】

- ・平成19年7月現在 約5万4千円
- ・平成20年7月現在 約4万4千円（対前年同月比 ▲約1万円、▲19%）

3 平成21年度実施予定の見直し

- 以下の見直しにより、引き続き、情報公表制度における事業者の事務負担、経済的負担の軽減等を図る旨、11月4日(火)都道府県担当者会議で伝達した。

(1) 訪問調査体制の効率化

- 調査は、一律に調査員2名以上とするのではなく、規則上は調査員1名以上とし、弾力的に対応するものとする。

(2) 調査方法の簡素化

- マニュアルや規程の単純な有無の確認を行う「確認のための材料」の面接調査については、初年度に「確認のための材料」があると確認されれば、次年度以降は、特段の事情が無い限り、あらためて現物の確認までは行わないものとする。

(3) 同一所在地で複数サービスを提供している事業所の手数料軽減

- 同一所在地で複数の事業所を運営する事業者について、同日に調査を実施する場合の手数料については、旅費の重複分を勘案し低く設定する等の創意工夫した手数料設定方法の普及。

4 制度の活用促進について

- 情報公表制度は、利用者のニーズにあったより適切な介護サービス・事業所の比較検討、選択を支援等する制度であり、利用者等に活用される制度として定着させることが何より重要。
- 政府公報等を通じ、利用者への制度の普及啓発に努めているところ。
- 全国会議等において、各都道府県に対し、被保険者のいる世帯、管内市区町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等介護サービスの利用者の相談に応じる多様な主体に向けて、広く本制度の活用について普及啓発を行うよう要請しているところ。
- また、今後、利用者のニーズにあった、より適切な事業所選択を行うために、具体的に、どの項目を、どう読み判断するのかといった介護サービス情報の活用方法（読み解き方）等について、利用者等に向けて発信していくことを検討する予定である。